

日本女訓
卷四

T1A3

22

(TA55)

明治廿七年二月廿七日
文部省檢定濟

高田芳太郎編述

日本女訓

卷四

東京 金港堂書籍株式會社

第一課	國體
第二課	國體其二
第三課	國體其三
第四課	國體其四
第五課	孝行
第六課	孝行
第七課	同胞の親しみ
第八課	夫婦の中
第九課	貞操
第十課	貞操
第十一課	朋友の交
第十二課	恭儉
第十三課	慎みを深くすべし
第十四課	勤儉

第十五課	博愛
第十六課	學習
第十七課	學習
第十八課	才智
第十九課	四行を守るべし
第二十課	女誠十三條
第二十一課	女誠十三條其二
第二十二課	母たるの務
第二十三課	公益をはかるべし
第二十四課	國憲國法を守るべし
第二十五課	義勇
第二十六課	勅語の遵奉
第二十七課	勅語の遵奉其二
第二十八課	勅語の遵奉其三

我が國は神武天皇即位の年を以て國の紀元と定む、これより二千五百五十餘年の久しきにわたり、代々の天皇相承けて天日嗣をつたへたはします。

かく建國の久しきのみならず、神武天皇即位のはじめ、天祖を祭りて、忠孝の道を教へまめし、天祖の御心を御心として、臣民をいつくしみたまひ、代々の天皇も、皆其御心を繼がせたまひて、臣民を惠みたまへり、仁徳天皇の炊煙を望みて、貢物をゆるしたまひしが如き、醍醐天皇の寒夜に御衣を脱がせたまひしが如きなど、れもひあはせて、我等臣民の王化に霑へることいと深きをも知るべし。

かしこくも、照る日のもと、名つけより、

くもらぬ君をあそこにはして、

あめつちのびらけりぬる、神代より、

たはぬ日繼のすゑりひさしき。

第二課 國體其二

我か臣民、克く忠に、克く孝に、

忠とは、君の恩にとたへて、臣たるもの、本分を盡すをいひ、孝とは、父母の恩にとたへて、子たるもの、本分を盡すをいふ、忠孝は、人倫の要道にして、忠孝をはげむは、殊に我が國の美風なれば、いにしへの忠臣孝子は、數ふるに

いとまあらす。

忠義といふ中にも、楠公父子の身命を擲ちて皇室の爲めに盡し、が如きはまことに後の世までの龜鑑なるべし。楠正成は世々河内國金剛山のはどりに住める豪族なるが、元弘の亂に、後醍醐天皇笠置山に臨幸したまひし時、藤原藤房に命じ、これを召させられたり、正成いろぎ行在所にまゐり、天皇に見ゆ、討賊の勅をうけたまはり、歸りて、城を赤坂に築きたび、北條の討手を破れり、天皇隱岐國に遷されたまふに及び、暫く身をひろめたりしが、再び金剛山に城をかまへ、北條に従へる日本國中を敵にとり、八

十萬の大軍を討手にひきうけ、堅く守りて、これを憐まし、勤王の志氣を予はげましける。かゝりしかば、天皇は忍びて隱岐を出で、伯耆につかせたまひ、勤王の兵諸國にきはひれこりて、京都鎌倉の北條一門一時に亡び、金剛山の敵兵も圍を解きて、ちりちりに落ち



失せぬかくて、天皇都に還御ある時、正成を見たまひ、限りなく悦ばせたまひ、大業の速に成れるは、皆ひとへに汝が力ぞとねぎらひたまへり、臣たるものゝ面目何かはこれに過ぐべき。

其後、足利尊氏叛きしかば、正成志ばく、奇計をめぐらし、賊軍を苦しめしが、尊氏九州より大軍を率ゐて、都に攻め寄するに及び、官軍は小勢、賊軍は目にあまる大勢にて、勝利覺束なきのみか、正成の計用ひられざりしかば、生きて歸るべきやうもなく、此度は討死と覺悟し、攝津國櫻井の宿にて、子正行に遺訓して、河内にかへし、其身は、散々に敵

を驅け惱まし、弟正季をはつめ、一族郎従と、もに、湊川にて忠死しけるぞ、あはれにも又いさましかりける。

第三課 國體其三

楠正行、櫻井にて、父に別れしときは、尙ほ幼かりしが、よく父の遺訓を守りて、郎従の子孫をはぐみ、時をうかひ、あたるに、年すでに二十三歳になりければ、後村上天皇の御代、正平の三年、遂に勤王の兵をうれこしける。足利方にては、斯くと闘きて、河内に攻め入りしを、正行むかへうち、てこれを破りければ、諸國勤王の士は、大に力を得て、義兵遠近にきはひれとりぬ。

尊氏これを憂へ、高師直師泰をして、大軍を率ゐて來り攻めしむるよし聞ゆければ、正行弟正時ととも、吉野の行在所に參りて、奏し申しけるは、父正成嘗て微力をふるひて強賊を挫き、先帝の宸襟をやすめたてまつりしに、天下程なく亂れ、逆臣來り犯して、遂に湊川にて討死仕りぬ。其時臣正行、いまた幼く候ひしを、戰場へは伴はずして河内へかへし、死にのとりたらん一族をも扶持し、朝敵をばろばし、君を御代に即けまゐらせよと申し置きて死して候。よかるに、正行正時すでに壯年に及びぬ。此度の大敵に會ひ、死を誓ひて合戦仕らで、不測の疾にもかゝり候ひな

ば、上には不忠の臣となり、下には不孝の子となるべし。此度師直師泰に驅け合はせ、臣等彼等が首を獲ざらば、臣等が首を彼等に獲られんと誓ひ候へば、今生にて今一度天顔を拜したてまつらんが爲めに、參内仕りたりと申しもあへず、涙を鎧の袖にかけて、義心氣色にあらはれければ、主上高く御簾を捲かせて、玉顏殊にうるはしく、將士を照覽ありて、正行を近く召し、懇に勞りたまへば、正行これを最期の參内とれりひきためて、涙にむせびて退散し、先帝の廟を拜し、郎從百四十三人の姓名を、如意輪堂の壁板にこるし、其奥に、

かへらしどかねて思へは、梓弓なきかすにいる名をうとむるど書き添へけり。

かくて、正行進みて四條畷にかひ、三千の兵を以て、八萬の賊軍に當り、力の限りに戦ひて、正時をはつめ、郎従どもに、悉く忠死をう遂げにける。正行よく父の遺訓を守りて、かく忠節を全ふすかゝる行をとる、忠孝兩全とはいふべきなれ。

第四課 國體其四

億兆心を一にし、世々厥の美を濟せるは、此れ我が國體の精華にして、教育の淵源、亦實に

此に存す。

我が國臣民は古より忠孝を重んじ、億兆の心は皆忠孝の一途にかひて、世々其美風を失はず、人倫の大道いさゝかもみたれざること、我が國體の美の、他に秀でたるどころなり、是れ皇祖皇宗の遠く國をはつめたまひしよりこのかた、久しく仁徳の政教をはこじ、忠孝の美行をはげましたまひしと、億兆臣民の世々此美風をうけつたへて、忠孝の行をつとめしに因らざるはなし。

國家に忠孝の大道のれとなはるゝは、あたかも身體に血液のめぐれるに異ならず、身體の血液全身にゆきわたる

て、身體の健康をたもつが如く、忠孝の大道億兆の人心に
まみわたりて、國家もはためて強國なるべし。忠孝の大道
も億兆巨民の國に祀となはれずば、國の力は忽ちに衰
へ、外國の侮を免るゝことあたはざるに至るべし。

されば我が國に於ては、此美風を以て、教育の基礎とし、烈
は、此美風にもどつきて子を教へ、子は、此美風にもどつき
て孫を教へ、子々孫々、心を此にまめて、かくすぐれたる
國體を、萬々世の後までも維持し、なすく、我が國威をか
がやかさんことを勉めざるべからず。

第五課 孝行

爾臣民父母に孝に

我等は身體髮膚みなこれを父母よりうけたるのみなら
ず、父母の慈愛によりて人と成りしものにて、父母は、實に、
我が身の由りて出でたる本なれば、つねに其厚恩をわら
ひ、力の限りに孝行を盡すべし。

薩摩國鹿兒島郡小山田村といふ所に孝子あり、兄を太郎
八といひ、妹を萬龜といふ、二人生れながら至孝にして、彌
を思ふの心いと深かりけり、兄太郎八は九歳、妹萬龜は七
歳の時、其母、産後のなやみにて打臥しければ、二人の子供
は、幼少なからつねに母の側に附き添ひ、起き臥し、のてつ

たひより、食物の事に至るまで、とまやかに心を用ひて、不自由なきやうにし、何事も母の心にさからはぬやうに立ち働きけり。

其家もとより小百姓のことなれば、少しばかりの田畑を、太郎八幼少なから耕作しけるに、妹は家に残り、かひなく心盡し、侍養すること兄に劣らず、太郎八も、夕刻早く歸り、其日の母の氣色くはしく尋ね、又粟の穂甘藷など出して母に見せ、我が田畑のやうす、其日ありし事も語り聞かせて慰めけり。

さて寝ぬるときは、二人の小供は、我が耳を母の顔に寄せ

て、右と左に添ひ臥せり、是れ、萬一夜中寝入りたる間に、母の氣分悪しくて、呼び起さるゝとき、早く目のさむるやうにどの心づかひなり、又冬の寒き夜は、みづから帯を解き、母の足を懷に入れて、これを暖め、もし母氣分悪しく、いたみなぞ起りて苦しむ時には、二人打寄り、背中をさすり、手に取りつき、藥をすゝめて、泣き悲しみけり。

太郎八萬龜、幼少なから、斯く心を盡して看病すること六箇年にして、大人も及ばざるほそなりければ、見るもの間くもの、これを憐まざるは無く、近鄰の者をも、共に力を添へて予助けゝる。

時の郡奉行たまく郡内を巡りて、小山田村に至りけるとき、路傍に十二三歳の小供、草を刈りて居たるを、懇に言ひ慰めて通りしに、庄屋此小供を指さし、これこそ、當村の太郎八と申す孝子にて候とて、其孝行の有様つふさに語りければ、奉行はみづから太郎八



が家に至り、實況をたゞして大に感ず、領主嶋津侯に聞かざり。あげより。

領主聞きて奇特なりとて、兄太郎八に米二十五俵、妹萬龜に錢五貫文を賜ひける。母は其病やゝ重りゐたれども、あまりのありがたさに、人に扶けられて起さざり、彼の褒賞をいたゞきしとぞ。

領主より褒賞の下りける時、近村の百姓ども、これを馬數十疋に負はせて、太郎八が家に運び來りしかば、是れ孝子への褒賞なりとて、遠近の人々立ちつとひ、譽めうらやまぬは無かりき。

奉行よりも、わが志なりとて、錢一貫文をあたへければ、庄屋をはとめ、近きあたりのものをも、思ひ思ひにくさく、の物を贈りけり。奉行は、勸善の爲めにとて、其邊の男女に命とて、太郎八が家に行きて、祝儀を言はしめ、又領主よりの褒賞を拜見せしめければ、此事終に國中にかくれなく、人々は、二人の孝行を歎稱するのあまり、兄を孝太郎と呼び、妹を孝とぞ呼びなしける。

第六課 孝行

古語にも、生に事へて愛敬し、死に事へて哀戚すといひて、父母此世に在る間は、ひたすら愛敬の心をもてこれに事

へ、父母此世を去りし後は、年忌祭祀に心を盡し、生前に厚恩を報いつくさざりしをかなしむべし。父母世を去りし後は、なほさら父母の事を忘れず、朝な夕なにこれを慕ひ、花にかかひては、亡き父母の見るに及ばざるをなげき、月をながめては、亡き父母とともにするごとあたはざるをうらむの心なくば、孝子とはいひがたし。女子は、嫁して後、夫の家を我が家とし、夫の父母を我が父母とするものなれば、生みの父母に事ふる心を移して、舅姑にかへ、生に事へ死に事ふること、生みの父母に異なるべからず。人の妻をかかふこととは、これに家事をかかせて、我が父

母にも我が身にかはりて、よく事へさせんが爲めなれば、
妻たるものはかまへて、このことゝを忘るべからず、もし
舅姑の心になはぬとぞらば、是れ舅姑の惡しきには
あらず、みづからのよからぬがゆゑぞと、たもひ身を省み
て、我が過をよくく、れもひあらため、なほさら、孝行の誠
をつくすべし、舅姑によく事へ、家内もよく治まりて、子孫
の榮ゆるを見ば、生みりたてたる父母の心も、如何ばかり
か嬉しからん、されば舅に能く事ふるとは、たのづから
生みの父母にも孝行となるべし、又夫家の先祖の祭祀を
怠らず、忌日には、なれど、のいとなみかたのとどくに爲

して、これをいたむべし、先祖の祭祀を、れろりか、にせば、た
とひ、其舅姑には、よく事ふるとも、孝道全しとは、いひがた
し。

第七課 同胞の親しみ

兄弟に友に

兄弟姉妹は、父母を圖トふして、此世に生れ來りしものな
れば、これを同根連枝といひ、木の根を一にして、枝葉のわ
かるゝに、たとへたり、何れの枝にても、惡しきとて、伐りす
て、なば、幹のいたみとなるべし、幹いたむときは、枝葉ひと
りいかでか、榮ゆべきか、れば、兄弟は、弟妹を、いつくしみ、

弟妹は兄弟を敬ひ、遍あらば、たがひに告げをこたりあらば、たがひに助けはげまし、相共に身を立てんことをつとむべし。殊更、父母身をかりて後は、再び父母にまみゆべきよしなく、年を経るに、去たがひ、其面影もたぼろになりゆくべし。子は父母の遺體とて、父母の血を分ちたるものなれば、兄弟姉妹は、たがひに、父母のかたみとも見て、親しみ睦ぶべきなり。

仁賢天皇は、はつめ億計王と申したてまつり、顯宗天皇は、弘計王と申したてまつり、御兄弟にてわたらせたまひき。二王は市邊押磐皇子の御子にして、履中天皇の御孫にあ

たらせたまへり、御父御危難に、薨たたまひしとき、御兄弟猶ほ幼くましまし、が御身を播磨國にかくし、細目といへるものゝ家僮となりて、たはしましぬ。

去かるに、播磨の國司小楯といふ者、たましく、細目が家來り、夜宴を設くるに會ひたまひければ、弘計王、億計王にむかひて、如何に兄君よ、數年の間、我等人の僮僕とまでなりはてつれぞ、いつまで下賤に甘んずべき、今夕こそ、天虜たることをあらはすべき時なれど、のたまひければ、億計王も實にさることながら、これをいはと、禍にやかゝりなん、いはずは、身をれとすの時なし、如何に爲すべきぞとて、

兄弟相抱きて、泣き悲しみたまひけり。

やがて二王は、御心を定めたまひ酒酣なるころは、小楯の勅むるまゝに、弘計王起ちて舞ひ、歌によりて、其天胤たることをあらはしたまひければ、小楯等大に驚き、急ぎ此よしを朝廷に奏したてまつれり。此時清寧天皇は、儲嗣無きことを憂へたまふ折柄なりしかば、深く御喜びありて、直に二王を宮中におかへとり、億計王を皇太子とし、弘計王を皇子になされぬ。

斯くて、清寧天皇崩御ありけるに、皇太子億計王は、御位に即きたまはで、恙きりに、弘計王に御即位を予すゝめらる。

されども、弘計王は固く辭みて、先帝すでに兄君を以て儲君としたまひしものを、何とて、これを動かすべきまして、弟の身として、兄に先たつ道理なとして、従ひたまはす。億計王もなかく、に思ひ止まりたまはで、御即位まじきさざりしかば、姉君にわたらせたまひし飯豊青皇女、かりに政をきゝたまひぬ。かくて、皇女もうせさせたまひしかば、億計王群臣を率ゐ、御璽を弘計王の前に置き、退きて、臣下の列に就き、我が兄弟の今日あるは、皆君の功なり。先帝の我を儲位に置きたまひしは、たゞ我が兄たるの故のみ、功勞ある者まづ天位を繼ぐに、何の不可なることあるべき。

そのたまひて、御涙をさへ浮べさせたまひにければ、弘計王も、兄君の御心もたしがたく、やむことを得ず、遂に御即位ありばされけり、これを顯宗天皇と申したてまつる、後に、億計王次ぎて御即位あり、これを仁賢天皇と申したてまつる、天下の人々、とろりて、御友情の厚きに感とたてまつりしとぞ。

第八課、夫婦の中

夫婦相和し、

婚姻は二姓のよしみを合せ、上は祖先を承け、下は子孫を繼ぐ、其事いと重ければ、深くはとめに慎むべし。されば、婚

姻を爲さんには、父母は先方の家風、婿の性行なぞ、くはしく見合はせ、似つかはしきを取結ぶこと、我が國のならはしなり、古語にも、婚姻を禍福の階なりといひて、似つかはしきを取結べば、末の榮枯を見るべしといへども、婿の賢愚をも問はず、どかうの思案もなく、たゞ容貌の秀でたるに心動きて嫁し、貨財の多きを喜びて嫁したらんには、終身の幸福を全ふすること難かるべし、古人の年ふれど、かはらぬ松をたのみて、やかゝりりぬけん、池の藤波と誦すけんも、女子が一生を托すべきの人は、擇ばずはかなふまはときと、ろを寄せしものぞかし。

かくて、婚姻をととのへ、夫婦の契りを結びたる上は、たがひに禮義を正しくして、和合親愛をむねとすべし。夫は専ら職事をいとなむべきものなれば、婦は内に在りて、あらゆる家事を其身にひきうけ、日常飲食の事より、子女の教育にいたるまで、残る限なく心を用ひ、夫をして、つねに内顧の憂なく、専ら力を職事に用ふることを得しむべし。もし夫に過あらば、教ひの心を失はず、悉づかにこれを諫むべし。はしたなく、驕高に言ひ争ふことあるべからず。夫婦の中睦まじきは、家門の榮ゆるもとゐなれば、幾久しく親しみ睦ぶことと、肝要ならぬ。

松平定信は、田安家より、白河の松平家に養子となりし人にて、同家の峰姫と婚姻せしが、姫の容色醜くかりければ、養父母は、夫婦の間いかゞあらんかと案トわづらひけり。定信ひろかにこれを聞き、夫婦は人の大倫とぞいふなるに、いかでか醜美を以て親疎のわかちを爲すべきといひて、婦をいつくしむこといよく深かりけり。又婦人の心得となるべきことを、假名文字にて、懇に書きつゝり、夫人に與へてこれを教へさせり。されば、夫人も、平生夫の教を守り、貞順を盡してこれに事へければ、夫婦の間いと睦まじく、家門睦び親しみて、つねに春風和氣の中に在るが

如くなりしといふ。

第九課 貞操

妻たるものゝ行は、貞操を以て第一とす。一たび貞操を闕
きなば、一生の疵となりて、其人ながくすたりぬべし。され
ば、一旦嫁したる上は、忠臣の二君に事へざるが如く、一筋
に我が夫を大切に思ひ、いさゝかも他意あるべからず、た
どひ如何なる事變に遇ひ、如何なる艱難に陥ればとて、松
楢の年の寒きに凋まざるのこゝろを學び、死すとも操を
かへトと誓ふべし。妻たるもの、つねに此一ふことを忘るべ
からず。

細川忠興の夫人は、容貌殊
にうるはしく、性すくれて
かここかりけり。慶長の五
年、忠興、徳川氏に従ひて關
東にありしが、石田三成、西
國の諸將をかたらひ、兵を
起すに先たち、諸侯の夫人
を大阪の城中にとりいれ、
これを人質にせんとせし
かば、夫人は、われ此館を出



せんごと思ひもよらず、城中に取籠められんは耻辱なり、
 夫東國に赴かせたまふときも、思ひかけざる事ありと
 も、武將の耻なさらしうと言ひ残したまへりとして、聽き入
 れざりしかば、大阪の兵五百あまり、其館を取り圍み、とく
 城中に入られよさらすば、亂れ入りて、奪ひ取らんと呼ば
 りけり。されども、夫人は、少しも騒がず、かくあらんとは、か
 ねて思ひ設けつる事よとして、しづかに死を覺悟し、われ生
 ける世に見せざりし人々に、死して後も見られんは潔か
 らしうとて、顔に覆面し、刀に伏してはてにけり。變に處して、
 夫を辱かしめざる行、まことに潔しといふべし。

第十課 貞操

さよ女といへるは、常陸國茨城郡蘆沼村の農伊平太が妻
 なり、其家もどより貧しく暮らしけるに、伊平太濕瘡をわ
 づらひ、年を重ねて癒はず、起臥も、人手をからでは、かなは
 ぬほそになれるを、さよ女、晝夜看護して怠らず、いさゝか
 の隙には、みづから鋤鋤執りて耕作をつとめしかば、幼き
 子さへ二人までありければ、其働きも心にまかせて、衣類
 家具の類をば賣りて、病夫の薬價にあて、又食物の代にあ
 てたりしが、これも盡きて、今はせんすべなきに及べり。
 病夫とのありさまを見て、さよ女に語りけるは、我が病久

しく癒はず、命のはとも覺束なし、されば、汝かくからきめ
見て、着物も着ず、食ひ物も食ひ盡して、我ととも餓死せ
んよりは、今の程に他家に嫁しなば、二人の子供も、汝によ
りて成長することを得べし、是れ我がねがふところなり
と言へば、さよ女涙ながらに言ひけるは、今更節を改めて
人に嫁するほそならば、はとめより、かゝる辛苦は爲さざ
りとなり、たとひ、共に餓え死ぬとも、ろのことには従ふま
ととて、いなみしかば、病夫も、其意にまかせてやみぬ。
かゝる貧苦の中にも、さよ女は、少しも看病に怠らず、さま
ざま心を盡しける折柄、村の者の勸むるにより、奥州磐城

の温泉に入浴を思ひ立ち、人に乞ひて、番の如き物に車を
走つけたるを造り、これに病夫を扶け載せ、其身は、幼き子
供を懷き、彼の車をひきて立ち出でしが、長途の旅路は、か
そらず、ならばぬ道に足を痛め、行き憊みたるありさまな
れば、見る人ごとにこれを憐み、山坂なぞにかゝれるとき
は、力を添へて助けひくものもありて、やうやく温泉に着
きぬ。かくて、日々に、病夫を扶けて入浴せしめけるに、其効
著るく、日數を重ねて全癒しけり。かゝりしかば、これを聞
くもの、さよ女が行を稱し、其聞は遠近にかくれなくなり
て、やがて領主より褒賞せられぬ。かく艱苦の中にありな

がら夫に事へていさゝかも心をかへざりしよ女が貞操のはき雪の中にも色ふかき梅のことろにもまされりどやいはんかし。

第十一課 朋友の交

朋友相信

朋友は相助けて世に立つべきものなればたがひに信義を守り、實意を盡して交り、假初にも偽のふるまひあるべからず。人と約を爲さばいさゝかも違ふべからず、約に違へばは下め契りし言葉は偽となりて、信義の道を失ふべし。されば人と約せんとする事、義にかなはざる事か、又は

力の及びがたき事にて、後に約を守りがたからんとおもはゞかねてより約を結ぶべからず。

日頃交りし友のれちふれたる時は、我が力の及ぶ限りは情けをかけて懇にすべし。友のれちふれたるを見て、これをうとんずるは、信義の道にたがひ、まことに機をさしき限りなり。古歌に、

れちふれて袖に涙のかゝる時、人の心の奥ろ知らるゝとあり。れちふれたる時に、殊更頼母しくしてこそ、信義の義も立ち。となたの實意のはとも、あらはるゝものなれ。細井平洲が妻石村氏は、婦徳世にすべれたりし女なりけ

り、平洲尾張に在りしとき、友人に小河某妻子をたづさへて其家に同居しけるが、後平洲夫妻、江戸に移るに及び、小河も妻子をたづさへて従ひ行きぬ。程なく、飛鳥某も、また妻子を携へ來りて、同トく平洲の家に同居せしかば、三家のもの籠を同トくして暮らしけるに、妻石村氏はいさゝかも厭ふ氣色なかりけり。

平洲が父は、老いて家に養はれたりしが、小河飛鳥の二人は、これに事ふること、老のが父に事ふるが如く、平洲と交ること、兄弟の如くなりき。又妻石村氏は、懇に二人が妻と交りて、其親しきこと、姉妹の如く、四年の久しきをともりに

暮らして、一たびも言ひ争ふことなをなく、家内和らぎ睦ひけり。されば、近隣の人々は、小河飛鳥の二人を平洲が兄弟なりとれもひ、三人の妻をも相嫁なりとれもひあやまりて、平洲が父の老後の樂しみ多きをこぞりて祝しけるとぞ。

第十二課 恭儉

恭儉已を持し

身の慎みを深くして、行はしむるならざるを恭儉といふ。恭儉は、身を安くし、家を全くするの美德なり。人此世に處るに、恭儉の心なく、他人にかかひて無禮をはたらき、身

の行はしいまゝなれば、他人はこれを厭ひ惡みて、其身はいつしか禍をかうふり、身をも家をも亡ぼすに至るべし、慎まずばあるべからず。

驕り高ふる心のきざすは、恭儉の徳をうとなふ本なれば、憤みの上にも憤みを加へ、我が家富めりともれとらず、我が才すぐれたりともほとらず、何事につきても、謙遜のところがをむねとし、みづから卑くして、他人を敬ひ貴ぶやうにすべし、古歌に、

人心ひきゝにくたる水ならば、身はやす川の名にや流れん、とあり、心すべきことにとり。

禮義は人の人たる作法なれば、禮義を慎み守らずしては、恭儉の徳をうなへがたし、古語にも、人禮あれば安く、禮なければ危しといひて、禮義は安く此世に處るの道にして、萬の事をれとなふに關きがたきものなり。女子は幽閑貞靜とて、志とやかなるをたふとぶものなれば、男子よりもひとしは、禮義正しくして、女も行にもかなふべきなれば、されば、いかに親しき中にも、いかにうちくつろぎたる席にても、禮義を失はぬやうに心がくべきことなり。

冷泉大納言隆房の夫人は、平相國清盛がむすめにして、情けふかく、才かことき女なりけり、其頃平家武威にはこり、

一門の所領、天下の半に過ぎ、殊に相國清盛、礼を極めて、ほしいまゝにふるまひければ、此夫人限りなく悲しみて、歎き、驕るものは、久しからずして亡ぶといふなれば、我が一門の亡ぶべきこと、近きにあるべしと、かねてより思ひ煩ひ、つとめて恭儉の徳をやしなひ、身をつゝめ用を省きて、慈善の行をいとむことも少からざりしかば、平家亡びて後までも、此人ばかりは、家榮はて、よろづむかしにかはらず、安らかに世を終れりとぞ。

第十三課 慎みを深くすべし

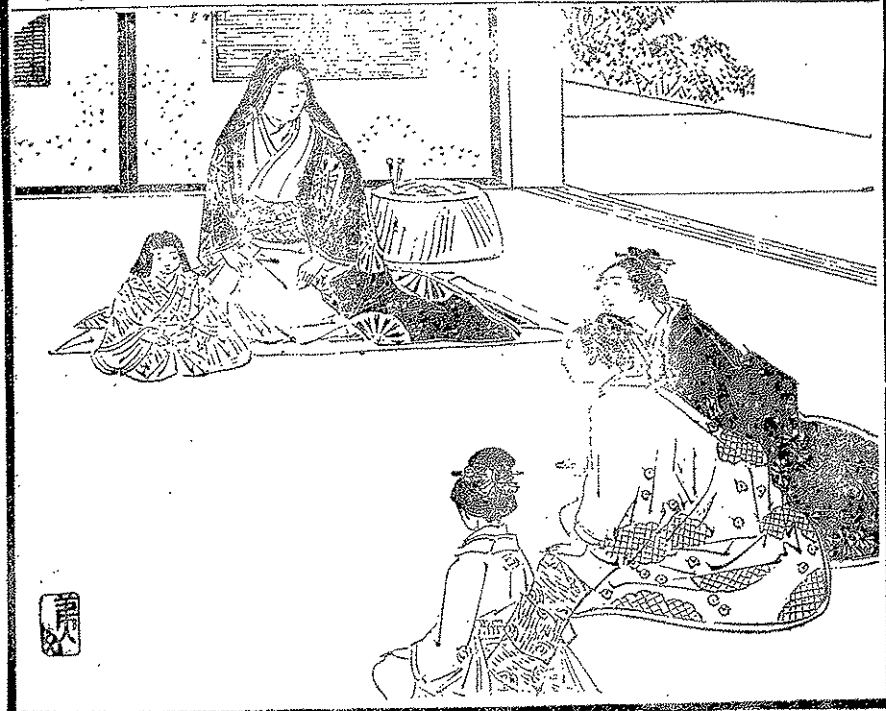
女は平生慎みの心を深くすべし。たとひ其身の行は潔く

ども、慎みの心深からざれば、思はざるろしりを招き、輕きは我が身の疵となり、重きは我が父母、我が夫の耻辱となるべし。古歌にも、

梅の花、たちよるはかり、ありしより、人のとかわる、かしろしみける、と詠みて、人のろしりは、其身の慎みの淺きよりにれ、ころものぞかし。されば、女は、片時も慎みの心をゆるべず、假初にも、けうなき人の噂なきを爲さず、又、かまへて、すゝろあるきなきを爲すべからず、やむなき事にて外出する折には、或は母姉と、もに、或は婢女を従へ行くべし、夜行には、必ず燈を携ふべきことなり。もし、人に書狀を

贈るときは、夫あるものは
 夫に見せ、夫なきものは父
 母に見せて、後につかはす
 べし、返事ありしときも、こ
 れを夫又は父母にしめし
 いさゝかも、つゝみかくす
 べからず。

加賀少將光高の夫人は、貞
 操謹慎の聞はたかき人な
 りけり、夫人年若くして夫



に、後れ三歳になれる幼き子供をもちたて、つねに一室に
 籠りゐたりしかば、侍女をもは、其辭をなくさめんとて、外
 出をすゝめけるに、夫人聞きて、れより年若き寡婦は、人の
 さまぐに噂するものなれば、慎むが上にも、慎まずば、よ
 しなき誹を招くものなり、はうなき外出は、他の聞はもよ
 からざればとて、いなみけり、又或る時、小松中納言、夫人を
 訪ひ、其心を慰めんとて、拙者久しく蘭奢待のかをりを聞
 き申さず、かねて御持ちあはせのよしにも承はれば、少し
 給はらずやといひければ、夫人答へて、夫少將身まかりし
 後は、たゞ幼きものをはぐゝみ候のみにて、中々薫物なぞ

のこと心にとゞめ申さず、近頃無禮ながら、此儀ゆるしたまはるべしといひしとぞ、其愼みの深きを見るべし。

第十四課 勤儉

我等が此世に在りて、れのが身を過ぐし、父母を養ひ、子を育つるは、皆勤勞より生ずる財の力によらざるはなし、暑きより寒きにいたり、春より秋をしのぎて、田に耕し、畠に耘るの農夫、船に枕して、馴れぬ旅寝の波にゆらるゝの商賈、いづれか世渡る爲めにあらざるべき。

勤勞は、我等が、此世を安く送るまたなき方便なれば、勤勞をいとはずして、産業をつとむるものは、財れのづから足

りて、衣食の用に事闕かず、父母をも子をも、心のまゝに養ひ、不時の備も、老後の計も、相應に爲して、一生安穩に暮らすことを得べし、たとひ、家に定まれる産業なくて、負擔日備なぞして世渡る者にてても、怠る間なく、稼ぎたにせば、我に當りたる衣食なぞかなかるべき、女子の、早く起き遅く寝ねて、家事を治むるは、女子にとりての産業なれば、勉めはげますばあるべからず。

かく産業を勤めて生ずたる財は、儉約によらざれば、これを保つことあたはず、儉約は、まことに、財を保つの要道なり、されば、飲食も、成るべき、たけは薄くし、衣服も、成るべき

たけは粗末にし、器用家屋も成るべきたけは質素にし、無益の事に財を費さざらんことを心がくべし。

奢侈には流れやすく、儉約は守りがたきは、人情の常なり、まして、財豊かなる家に生れたる人は、曾て艱難といふことを知らざれば、美服身にまとい、厚味口に飽き、いさゝかも費を厭ふ心なく、いつまでもかはるまゝとれもふらめど、一旦時移り勢去りぬれば、過ぎにし富貴は、一宵の夢と消えて、見る影もなく、れちふるゝもの、むかしより其ためしなきにあらず、慎みても、尙ほ慎むべし。

人の奢侈に流るゝは、畢竟れのが分限といふことを守らぬより、れこるものなり、れより人には、分限といふことあり、貴賤貧富、れれづの身分に應じて、衣食住の費、これまでといふ限り、れづから定まれり、是れ分限なり、れのが慾情にまかせ、知らず識らずの間に、此分限を越ゆるときは、これを奢侈と名づけ、身をも家をも亡はすの基となるべし、故に人は、れのが分限の中にて、足ることを知ること肝要なり、美服を着まほしく、れもは、凍はて衣無き人もあるものをとれも、ひ、厚味に飽かん心のきさゝば、饑えて食無き人もあるものをとれも、ふべし、貧賤なる身も、足ることを知れば、其心樂しみ多くして、驕なく、富貴の身も、足

ることを知らざれば、其心つねに樂しまずして、終には禍の其身に及ぶものなり、故に人は常に足ることを知りて、徒らに分外を求むるの心あるべからず。

第十五課 博愛

博愛衆に及ぼす

父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信するは、皆親愛の心によりてなり、此親愛の心は、親しきより疎きに及ぼし、近きより遠きに及ぼし、博く世の中の人々にまでも、れしひろめずばあるべからず、古人が四海の内皆兄弟なりといひけんも、かゝることゝろを悉めしゝものぞかし。

されば、たとひ行路相知らざる人なりとも、艱難に苦しむるを見るときは、れのが分に應じてこれを救ふべし、まして、洪水、地震、火災、疫疾、饑饉など、人の力の及ばざる災厄に、かかり、饑乏凍ゆるものあるを見れば、れのが餘裕の財を擲ちてこれを救ひ、場合によりては、れのが行末の衣食を減らしても、これを賑はし、すくふの慈善心なくばあるべからず。天明の頃、陸奥國河沼郡の百姓庄助が後家にかん女といふものあり、老いたる母に孝を盡し、家極めて貧しけれども、母の好める食は、ろなへずといふことなし、夫身まかりて後は、二人のむすめを養ひ育てゐたりしが、近きあたり

の者夫婦ともにならせて、ろが二人のむすめのたづきを失ひ、身の寄るべなきをいたくあはれみ、我が家によびどり、我がむすめととも隔てなく、懇に養ひけり。

其頃疫疾流行して、一村悉くこれにかゝり、農業も打壊てたりしかば、民家も、れひくゝに衰へけるに、かん女ばかりは、幸に病にもかゝらでありしかば、なべての家の病者を訪ひ慰め、薬を興へ食をすゝめなせして、いたはりけり。かん女常に、領主の恩徳を重んじ、婦人の身ながら、かつて諸役を闕きたることなく、村内の人々にも睦ましく交りて、慈善の行多く、いと殊勝のものなりければ、領主より、褒賞

として、米若干をたまはりぬ。

第十六課 學習

學を修め業を習ひ、以て智能を啓發し、徳器を成就し、

れより人々、生をうけしは、トめに於ては、さまで、賢愚善惡の分ちなしといへども、年を重ねるに、またがひ、れのづから賢愚善惡の分も出てきて、遂に、相去ること遠きにいたるは、れはかた、學問をつとむると、つとめざるとに、因るものなり。學問は、まことに、人の智を開くの方便にして、また、人たるもの、踐みれたらふべき道をわきまふる方便な

れば、智を開き徳を成さんには必ず學問を修めざるべからず。殊に女子は、學問を修むる年月も、老のづから短きものなれば、人に嫁したる後も、人の妻、人の母として、心得となるべき書どもを、つねに坐右に置き、家事のまに、くこれを讀みて、平生の誠となすべし。

人は、かく學問を修めて、智を開き道をわきまふるが上に、産を立て身を養ふが爲め、それらの藝業をも習はざるべからず。古語にも、恒の産なきものは、恒の心なきといひて、藝業を知らざるときは、世渡るたづきなきより、さまたまの淺ましき心も、れこりて、其徳性をうとなふるものなれば、

ば、我が身を養ふが上より見るも、我が徳性を養ふが上より見るも、かねて、藝業を習ひ置くことは、極めて肝要なり。人の習ふべき藝業は、家々の産業の異なるにより、又は人々の好むところの異なるによりて、撰ぶべしといへども、女子にありては、其習ふべき藝業大かた定まりたるものにて、讀書、習字、算術、裁縫、割烹の事などは、如何なる女にも必要なれば、誰しも、習ひ置かではかなはざるべし。もし餘力あらば、其身分に應じて、美術、遊藝などを、にわたるも、妨げなかるべし。日頃藝業をたしなみて、一藝に長けたるときは、萬一不幸の境に陥りしときなど、大に其身の助けとも

なりぬべし。

第十七課 學習

名高き書家佐々木志津摩が女は粟津信濃介といへる人に嫁して、二十餘年睦ましくして過ぐしけるが、夫病に臥して、みづから今は限りとねほえしときいへらく、我ながらん後は、世渡りのたづきもなかるべしとて、尼なをにさまかへて、淺ましく落ちぶれたまはんは口惜しかるべし、三十を超れたまふ齡にはあれど、さるべき縁にしもなかるべきかは、いつかたへも、再び嫁きて、安らかに過ぐたまはんことと、草葉のかけにて、も心安しと語りけれ

ば、妻は涙せきあへず、まばしいらへも爲し得でありしが、やうく顔をあげて答へけるは、さな憂へたまひる、今まではかくとも聞ゆざりしが、わらは、幼きより、父に文字書くことを教へられしを、ろくく覺ゆ置きたれば、身一つ過ぐさんことは、ともかうもして、苦しきには及ばトといへば、夫は、世に嬉しげにて終りぬ。

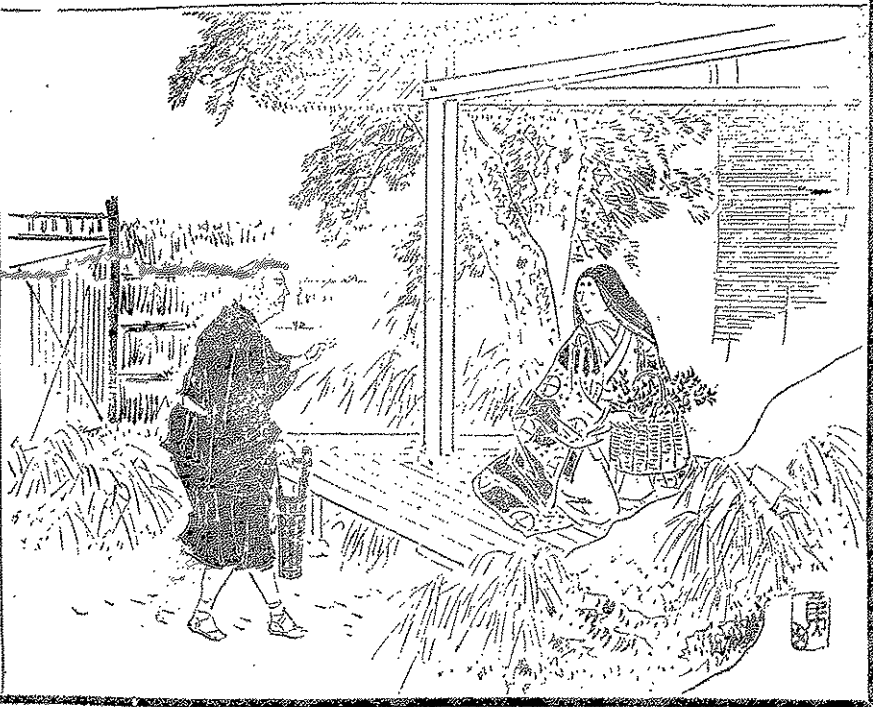
妻は、其後、貞操を守り、父が氏の佐々木を名乗り、照元とて、書をもて世渡る便りとしけるが、能書の聞ゆ高かりければ、寶鏡寺の尼宮なをも、御手本を召されて、世にもてまやされしとぞ、日頃のたしなみにて、一藝に長けぬれば、かゝ

る不幸の時大に其身の便りとなるべしつとむべきことに
ころ。

第十八課 才智

人の此世にありて、日々に出遇ふべき事物は、さまざまに
して、繁雜なるものなれば、智明かなるにあらざれば、なべて
の行、よろしきにかなひがたし、智は、あたかも、夜行の燈の
如きものにて、智暗くして、たゞと行ひては、繁雜の世
事に應ずること難く、孝貞の志ありても、行ひて道にか
なはざることあり、かくては、妻として内を治むるにあた
り、いかにしてか、内助の功を全ふすべき、智明かなりてこ

ろ、なべての行も、はとめて、
よろしきにかなひ、徳性も、
ますく、其うるはしきを
加ふべきなれば、まづ學問
を修めて、智を開くことを
つとめずばあるべからず。
土肥二郎實平が妻は、生れ
つき才かこしく、憐み深く
して、婢僕までも、つねに、心
をつけて使ひ、實平のをり



をり物荒き事あるをも、さましく言ひなためて、よくとりをさめけり。

前右兵衛佐頼朝、伊豆國に兵をねとし、とき東國の武士をも、ねもひく、に附き従ふ、實平は下めのほをば、此舉いか、あらんとためらひけるに、妻のいへるやう、平家は、久しく奢を極め、すでに、世の人の望を失へり、其上佐殿は、天性威ありて、猛からず、人の上として、國を治むべき器量ありと傳へ聞きぬ、はやく、みかたにまゐりて、功を成したまへとす、めければ、實平心を定めて、頼朝に従ひけり。

かゝりしほをに、頼朝は、大庭が徒と戦ひ、軍敗れて、實平と

とるに、土肥の杉山にかくれ、糧盡きて、饑にのぞめり、實平が妻、これをねしはかり、郎黨一人に、髪を剃らせ、篋の中に糧をみて、上には、糧を折りかけて、これを隠し、厨桶くわくに酒をたゞへ、行人はらの花摘むさまを、忍びく、にねくりければ、杉山をとりまきたる敵兵をも、さらに見咎めざりけり、是れによりて、頼朝主従饑を免れ、ひまをうかひて、杉山を通れ出でけり。

妻また實平が方へせうろとして、三浦島山が戦のもやう、安房上總の方へ三浦の一族が、くたりし事を、てつばらかに告げしらせぬ、頼朝が機を失はず、安房上總へ、れと渡り、

東國をうちなびけ、遂に平家を滅し、海内をしづめしも、其は卜めをいへば、これらの功によりてなり。

第十九課 四行を守るべし

女に四行といふことあり、四行とは、一に婦徳、二に婦言、三に婦容、四に婦功なり、此四つの行は、女の平生つゝし守らざればかなはざる事なり。

婦徳とは、心たて正しく潔くして、妬みひがむことなく、萬に意地よきやうにたしなむの徳なり。婦言とは、言葉を慎みて、物事はしたなく言はざるをいふ、すべて女は、言ふべき時にも、言葉の良きを擇びて言ひ、女に似氣なきあらあ

らしき言葉、下品なる言葉を使ふべからず、言葉づかひに限らず、女の言ふまじき事は、いかに親しき人にむかひても、一切口より外に出すべからず。

婦容とは、平生の粧容を潔くし、起居振舞を志どやかにするをいふ、髪かたち、化粧、着物のやうす、いかにも、其身相應になすべし、徒らに時の流行をしたふべからず、たゞ有るべき限りにて、見たるところの清きがよし。

婦功とは、女の勤むべき手業をいふ、紡績、裁縫、洗濯、割烹などを、すべて女の爲すべきわざは、まめやかに勤むべし、怠りすさみて、其つとめを空しくすべからず。

第二十課 女誠十三條

貝原益軒が著し、女誠十三條は女のかねて心得置かではかなはざる。ことなれば、今其大意を左に掲げん。

一に云ふ、我が家に在りては、我が父母に専ら孝を行ひ、夫の家にきては、専ら舅姑を我が兩親よりも重んじ、厚く敬ひて、孝行を盡すべし。親の方を重んじ、舅姑の方を輕んずることなかれ。常に舅姑の侍養を怠らず、慎みて其命を守り、何事につけても、舅姑の教にまかすべし。もし舅姑の心になははずとも、いさゝかも怒り恨むことなかれ。孝を盡して怠らざれば、いかで我が誠の通せざるべき。

二に云ふ、婦は、夫を主君と思ひて、敬ひ慎みて仕ふべし。れとりて無禮なるべからず、輕しめ侮るべからず。婦たるの道は従ふに在るものなれば、夫に對するときは、顔色言葉づかひともに懇慫にへりくたり、和ぎ順ひて、其心に違ふべからず。是れ女子第一の勤なり。夫の命あらば、決して背くべからず。疑はしき事は、必ず夫に問ひて行ふべし。夫も怒ることあらば、恐れて従ふべし。怒り争ひて、其心に違ふべからず。

三に云ふ、とらうと、とらうとめは、夫の兄弟なれば、情け深くすべし。とらうと、とらうとめに誘り悪まるれば、舅姑の

心に背き、我が身の爲めにもよからずこれと睦む親しめば、また舅姑の心にもかなふものなり、又相嫁あらば、親しみ睦ましくすべし、殊更夫の兄嫁は、我がまことの姉と同一く厚く敬ふべし。

四に云ふ、婦は、物妬みの心ゆめく、れとすべからず、物妬みの心甚しきは、夫に疎まるゝもどるなり、又婦は、怒を忍びて、色にあらはすべからず、怒多きは、舅夫に疎まれ、家人に誘られて、家を亂すに至るものなり、婦たるの道に於て、大に背けり。

五に云ふ、夫もし不義過失あらば、我が聲色を和けて、去つかに諫むべし、諫聽かれざれば、後に夫の心の和きたる時を待ちて、また諫むべし、聲色をあらゝげて、夫に逆ふべからず、是れまた和順の道に背くのみならず、夫に疎まるゝのわざなり。

六に云ふ、言を慎みて多くすべからず、假にも人を誘ひ、又は偽をいふべからず、人の誘を聞かば、心に納めて、人に傳へ語るべからず、誘を言ひ傳ふるより、父子、兄弟、夫婦一家の間も、不和になり、家内治まらざるに至るなり。

第二十一課 女誠十三條其二

七に云ふ、女は常に心遣ひして、其身を堅く慎み守るべし、

夙に起き夜に寝ねて、家事に心を用ひ、怠りなく家を治め、織縫の業など勤めはげむべし。酒茶煙草など嗜みて、悪しき癖に陥るべからず、卑猥の聲曲、鄙しき遊戯を好むべからず、又宮寺などをすべて人の多く遊ぶ所へは若き女は、みたりに行かざるをよしとす。

八に云ふ、神佛を敬ふべきはいふまでもなきことながら、猥りに神佛に祈り詣ひ、狎れ穢すべからず、人は人たるのつとめを專一にすべし。

九に云ふ、人の妻となりては、其家を能く保つべし、妻の行狀悪しく放逸なれば、家を破るに至るべし、財を用ふるに儉約にして、浪費を爲すべからず、常に奢を戒め、衣服飲食器物など、分限にかなひたるものを用ふべし、妻奢りて財を費せば、其家必ず貧窮に苦しむべし。

十に云ふ、平素男女の隔を固くして身を慎むべし、如何に親しき因みありとも、男子には馴れ近づかぬやう心がかくべし。

十一に云ふ、身の粧飾も、衣服の色模様も、目に立たざるをよしとす、衣服は、穢れずして清げなるをむねとし、我が家の分限に應じたるを着るべし、衣服の飾り過ぎて、人の目に立つ程なるはよろしからず、たより人は、其心さま身の

振舞をとり、潔くせまはしけれ、身の飾は外の事なれば、花
やかに着飾りて、鄙しきものに譽められたりとも益なし、
十二に云ふ、我が里の親の方を先にし、舅姑夫の方を次に
すべからず、年首佳節の折なそには、まづ夫の方の勤を終
りて後、親の里に行くべし、舅夫の許さるるに、我が父母兄
弟の方に行くべからず、私に里の方へ贈物すべからず、又
我が里の富貴を誇りて、譽め語るべからず。

十三に云ふ、下女を使ふに心を用ふべし、人の下女となる
は、その者には、智慮も乏しく、心もひがみて、口さかなきも
の少からねば、夫の事、舅姑の事、とらうとの事なそ、我が心

に合はぬ事あれば、みたりに其主に誇り聞かせて、それを
却りて善き事とれもへり、婦もし智慮分別なく、これを信
せば、れのづから夫の家を恨むる心れとりて、恩愛も薄く
なり、ゆくに至るべし、慎みて、下女の言を信し、大切なる舅
姑とらうとの親しみを薄くすべからず、もし下女すくれ
てかたましく、口がましく、悪しきものならば、早く暇を
つかはすべし、箇様の者は、必ず家道を亂し、親戚の中を言
ひ妨ぐるものなり、恐るべし、又賤しき者を使ふには、我が
思ふにかなはぬ事のみ多し、それを怒り罵れば、家内静な
らず、悪しき事あらば、時々言ひ教ふべし、下女を使ふには

心の中に愛憐を深くし、外には行儀を堅くして使ふべし、
與へ恵むべき事あらば、財を惜むべからず、されども、た
だ、我が心にならなひたりとて、勤勞なきものに、猥に財を與
ふるはよろしからず。

第二十二課 母たるの務

家庭に於て、子女を教訓するは、母の務なり、子女の成長し
て、才徳ろなはりし人となるも、不徳不才の人となるも、母
の教訓に因ること多し、子を教ふるは、母を教ふるに、志か
とど、古人のいひけんらうべなり、母たるもの、れられつゝ、
しまずばあるべからず。

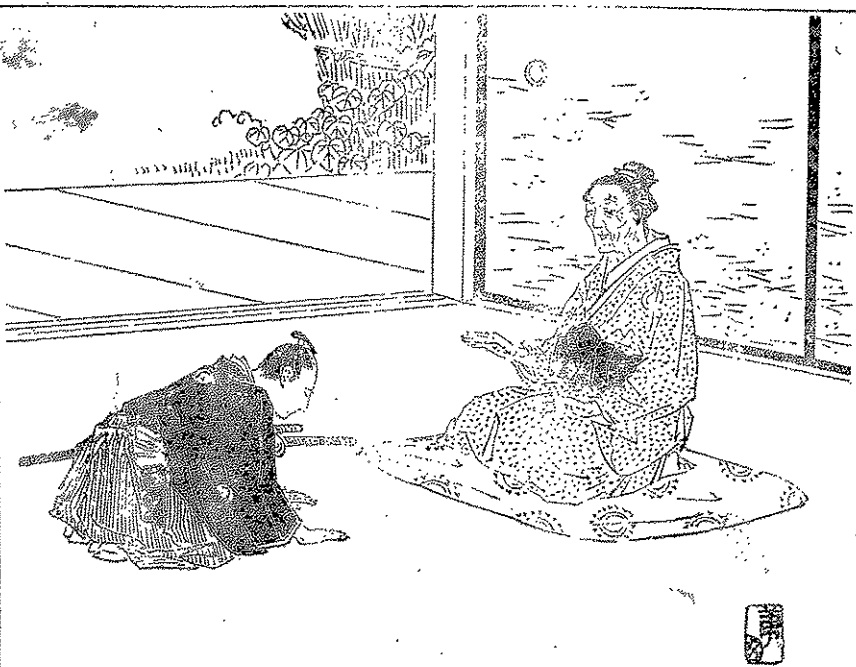
古は、胎教とて、胎内よりして、其教あり、妊婦の見るごと、聞
くごと、心に思ふごと、皆正しければ、胎内の子までいつし
か、これに感づて、生れ出でたる後、容儀もめでたく、才徳も
すぐるゝものなりといへり、實にさもあるべきことなり、
かくて、其子の生れ出でるときは、身體の發育に心をつけ、
其心さまいかにもすなほに導き、悪しき癖のつかぬやう
に育つべし。

其子稍長するに及びては、禮容を第一に慎ましめ、寢起學
問の時刻なぞ、怠りなからしめ、よからぬ遊戯は堅く戒む
べし、すべて子を育つるには、愛に溺れず、嚴酷に過ぎず、誠

を盡して教へ導き、何事につけても、我が身よりまづ行ひて、子女に見習はしむべし。母の務は、家の爲めには、孝貞の子女を育て、國の爲めには、忠良有益の人物を育つるものなることを忘るべからず。

尾張の藩士成田喜越の母は、年十九にて成田の家に嫁し、二十五にて夫をうひなひしが、寡居して、よく舅に事へ、其子喜越の猶ほ幼きをも能く教へ導き、良師を求めらびて文武の業を習はせけり。又これのれ極めて、雷鳴を畏れしかども、我が子の臆病にならんことをおそれ、雷鳴ある毎に、坐をたゞし襟をつくろひ、いさゝかも畏るゝ色を見せさ

りしといふ、かくて、喜越成長して、年二十に及び、始めて使番の職を得て、江戸に赴かんとするに、家貧しきが爲め、旅路の費に事闕き、いかゞはせんとためらひしを、母は容をあらため、辭を正して、いへるやう、汝亡き父の餘慶により、幼少より家を継ぎ、今日あること



を得しは、是れ皆君恩なり、今其萬一をたに報ずるの時にあたり、貧苦の故をもて、いかでためらふべきとて、たのが衣服調度を賣りて、路費にあて、たのれは、破れたる衣に粗食して、喜起が志を上げましければ、喜起は、母の教の身にしみて、江戸に到りし後も、其職を勉め、勵みて怠らざりしかば、終に顯職にのぼり、大祿を受くる身となりしとぞ。

第二十三課 公益をはかるべし

進て公益を廣め、世務を開き、

人はたのが智徳を養ひ得たるのみにては、未だ人たるの本分を盡せりといひがたし、尙ほすゝみて、普く世人に利

益を受けしむるやうのはからひを爲し、又は世人をして、新に生業の路を開かしむるのはからひを爲すべし、是れ人たるものゝ世に對しての務なり。人は、博愛衆に及ばずべきものなれば、たゞたのれ一身の利益のみを圖るにとぞまらずして、博く公衆一般の利益となるべきことをも圖るは、人たるものゝ徳義なり、又國家といへる思想の上よりいふも、これを組みたつる人々のたがひに、公衆の利益を圖りてとぞ、國家もいよく富強にたもむくの道理なれば、女子といへども、常に此心をたもち、其身に似合はしき事は、みづから勉め行ひ、其方に反ばぬ事は、夫を助け

て方をとゞに致さしむべし。

三宮尊徳は、若き頃より、世を濟ふの志深く、農事の諭を引きて人を教へ導き、善を種うれば善を産し、惡を種うれば惡を産し、種うること小なれば、産すること小なり、種うること大なれば、産すること大なりとて、普く世人を説きさとし、其教を報徳の教と名づけり。

文政の頃、小田原の藩主は、尊徳の賢を聞き、これを招きて、下野國物井村の荒廢したるを再興せんことを托せしかば、尊徳は、村民と艱苦をともし、私財を出して公費を助け、荒れたる土地を拓き、耕作をはげますこと十餘年に及

びけるに、村民は、衣食にも乏しからず、禮節をもわきまふるにいたり、凶年の備までもとゞのひける、されば、其後、凶年にあひ、近國皆饑饉にくるしみければ、物井はひとり其災を免れけり。

此凶年の爲め、小田原の領内にては、餓死するもの多かりしかば、尊徳は、小田原の領内をめぐり、救助の方法を立てて、四萬餘人をすくひぬ。

かくて、尊徳の名をすくゝ世に聞け、諸侯の來りて教を請ふ者多かりしかば、殖産興業の道、救世濟民の計なを懇に教へさづけり、終に徳川幕府に召されて、重く用ひら

れけり、かゝる行を、公益を廣め世務を開くの行とはいふなり。

第二十四課 國憲國法を守るべし

常に國憲を重し國法に遵ひ

國憲とは其國の政體をあらかにしたる大法をいひ、國法とはさまぐの法律規則をいふ、今上天皇陛下が、明治二十二年二月十一日をもちて公布したまひたる憲法は、即ち我が國憲にして、我等の深くおもふべきものなり。國に國憲國法ありてこそ、我等の權利義務なをいふことも明かに、生命財産も安全なるべきなれば、いやしくも國民

たらんものは、男女の別なく、國憲國法はこれをれもんと、これにまたがはずばあるべからず。

憲法に云ふ、日本臣民は法律の定むる所に従ひ、兵役の義務を有すと、又云ふ、日本臣民は法律の定むる所に従ひ、納税の義務を有すと、兵役と納税とは、これを國民の二大義務と、なへて、皆國家存立の必要よりれとりたる義務なれば、國民たるものは、慎みて、此等の義務を盡し、國運の進すを盛ならんことを希はざるべからず、されば、女子たるもの内を治むるにあたりては、何事をさし置きて、納税の義務を怠らざらんことを心がけ、其夫其子の兵役に

就くことゝあらば、これぞ國民の義務をはたす時なりと
れもひを、こく潔く振舞ひて、出で立たしめ、決して、め
しき振舞あるべからず。

第二十五課 義勇

一 一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、

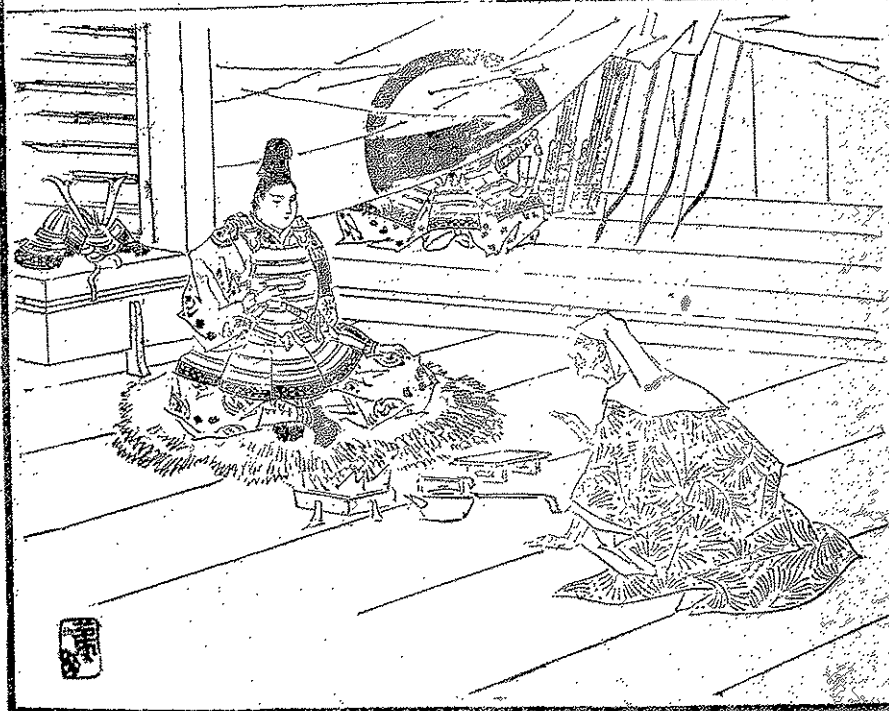
我等は、此國土に生れ、此國家と利害をともにするものな
れば、國家の安危は、即ち我等の安危なり、國家のねどろへ
て、我等のひとり榮ゆべき理なく、國家の傾きて、我等のひ
どり立つべき理もなし、故に、一旦國家に事變のねとるに
遇はゞ、男子はいふもさらなり、女子をいへども、れのが身

を顧みずして、國家に盡す所なくばあるべからず。

延元のはじめ、後醍醐天皇吉野にましまし、官軍再び振は
んとしけるとき、瓜生判官保弟、義鑑房と、ともに義兵を起
し、式部太輔義治を大將として、官方になり、袖山城に據り
けり。かくて、瓜生兄弟は、里見伊賀守に附きて、敦賀に打ち
いで、將軍方と戦ひけるが、軍敗れて、伊賀守をはじめ、瓜生
兄弟、瓜生が姪の七郎以下、討たるゝもの夥しかりしかば、
父兄を失ひ、子弟に離れて、歎き悲しむやから、城中に滿ち
たり。

されども、判官が母の尼公のみは、あへて悲しめる氣色も

なく、大將義治の前にまゐりて申しけるは、此度敦賀へ向ひて候者どもが、不覺にてころ、里見殿を討たせをあらせて候へ、さころ思召され候らめと、御心中は、こはかりまゐらせて候、但しこれを見ながら、判官兄弟、いづれも恙なくしてば、し歸りまゐりて候は、い



かに、今ひとしほ、うたてさもやるかたなく候へきに、判官叔姪三人の者、里見殿の御供申し、残りの弟三人は、大將の御爲めに、生き残りて候へば、歎きの中の悦びと、ころ覺て候へ、もとより一天の君の御爲めに、此一大事を思ひ立ちて候ひぬる上は、百千の姪子供が討たれ候とも、歎くべきにて候はずとて、みづから起ちて、酌をとり、盃を勧めければ、氣を失へる軍勢も、別れを歎く者ども、皆其言葉に、はげまされ、城中再び奮ひ立ちて、ろ見ぬたりける。國家に大事あるにあたりては、女の身なりとて、躊躇すべきにあらず、國の爲め、君の御爲めには、力の限りを盡し、義

の重きが爲めには割きがたき恩愛をも割きていさゝか未練の心を懐かざること、此尼公が如くならずばあるべからず。

第二十六課 勅語の遵奉

以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし、

我が皇室は開闢のむかしより萬世一系の皇統を垂れて此帝國を悉ろめしたまひ、皇運の窮りなきこと、猶ほ天地の盡きざるが如し、太古の時、天祖の皇孫を此土に降したまへるにあたりて、實祚のさかじんこと、まさしく天壤とも窮りなかるべしと願したまへるによりても、皇運の

無窮なるを知るべし、されば我等臣民はかゝるめでたき皇運の萬々世にわたりていや榮に榮にたまはんやう扶けたてまつらばあるべからず、臣民の身として力を此につくすべきの道は、忠孝友愛の行をはげみ夫婦相和し、朋友相信し、恭儉をまもり、博愛を施し、學習をつとめ、智徳をみがき、公益をはかり、國法を犯もんと、義勇の氣象を養ひて、我が國の美風をながく失はざるに在るのみ。

是の如きは、獨り朕か忠良の臣民たるのみならず、又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん。

我等臣民よく此勅語の旨を奉戴し、ひたすら躬行實踐を
つとめなば、上は至尊に對したてまつりて、忠良の臣民た
るのみならず、下は祖先が古來忠孝の道を重んじて、世々
皇室に事へたてまつりし遺風をもあらはし、これのづから
祖先への孝にもかなふべし、勉めずばあるべからず。

第二十七課 勅語の遵奉 其二

斯の道は、實に我が皇祖皇宗の遺訓にして、子
孫臣民の俱に遵守すべき所、
勅語に定めしたまへる修身の教は、實に我が皇祖皇宗の
遺したまひし萬世不易の教にして、上は天業を承けつぎ

たまへる至尊より、下は億兆の臣民にいたるまで、皆よく
これを守りて、須臾もはなるべからざるの道なり。

之を古今に通して、謬らす、之を中外に施して
悖らす。

れよろ世の中の事物は、時と處の異なるによりて、これのづ
から興廢用捨あるを免れがたきものなり、むかしに興り
て、今は廢れたるもあり、こゝには用ひらるれを、かゝること
は用ひられざるものもあり、まして、我が國と外國との如
く、其國柄を異にすれば、事物の用捨の異なるも多かるべ
し、これをも勅語に定めたまへる修身の教とては、まこと

とに天下の公道にして時の古今に通せざるは無く、國の
中外に施すべからざるは無し、世に忠孝とよなること、
今もいさゝかむかしにかはらず、我等が、信義恭儉として、
たふとべる行は、外國にても、これをたふとぶこと、我が國
にかはらざるを見て、此教のまこと、にのみとまを知る
べし。

第二十八課 勅語の遵奉 其三

朕爾臣民と俱に拳々服膺して、咸其徳を一に
せんことを庶幾ふ。

我が今上天皇陛下は、皇祖皇宗の遺訓にもとづきたまひ

て、臣民の守るべき人倫の大道を、斯くつばらかにしめし
たまひたれば、忠良の臣民となり、孝貞の子女となるの道、
世にまゝはり國に報ずるの道、一として明かならぬはな
し、誰かは、叡慮の忝きを、ねもはざるべき。

其上陛下は、臣民を諭したまふに止まりたまはで、御身を
もて、億兆とよもに、拳々服膺せんことを、期望したまふ、一
天の至尊にして、みづから億兆の下民に先たち、此大道を
守らんと、のたまへるはいともかしく、き太御心にして、我
等臣民の深く心にとむべきことなり。

臣民たるもの、此大道によりて、身を修め、家を齊へ、世にま

トはるの務をかゝる國に報ゆるの務を怠らす人々相戒め、一國相率ゐて躬行實踐をつとめはげむにいたらば、我が國の美風はいよいよ美はときを添へ我が皇室の隆邁はますます隆きを加へて、大日本帝國の光輝は海外にまでも照りわたりぬべし、臣民たるもの勉めずばあるべからず。

日本女訓 卷四 終

(日本女訓卷四終)

明治廿六年十一月廿七日印刷
 同廿六年十一月三十日發行
 同廿七年二月十七日印刷
 同廿七年二月二十一日訂正再版發行

著 者

高 田 芳 太 郎
 東京市下谷區下板橋町四拾三番地

發 行 者

金港堂書籍株式會社
 東京市日本橋區本町三丁目十七番地

代 表 者

金港堂書籍株式會社社長
 原 亮 三 郎
 東京市下谷區龍泉寺町四百十番地

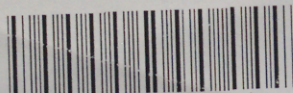
印 刷 者

日 置 九 郎
 金港堂書籍株式會社社員



東京市下谷區龍泉寺町四百十番地
 金港堂

圖書 和圖書 備



a 1 1 1 1 0 3 9 3 1 1 a

福岡教育大学蔵書